

○糸島市地形変更の規制に関する条例施行規則

平成22年1月1日

規則第155号

改正 平成26年3月31日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市地形変更の規制に関する条例（平成22年糸島市条例第140号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 事業区域の面積が1,000平方メートル以上の事業について、条例第6条の規定による同意を受けようとする事業主は、当該同意の申請前に、市長に協議しなければならない。

(説明会の開催)

第3条 条例第6条に規定する同意を受けようとする事業主は、当該協議の前に、事業の内容について工事の施工に係る土地周辺関係者の理解を得るため、関係地域内において説明会の開催に努めなければならない。

(事業の同意申請)

第4条 条例第6条の規定による同意を受けようとする事業主は、糸島市地形変更の規制に関する同意申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類及び図面のうち市長が必要と認めるものを添えて申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 登記事項証明書及び公図の写し
- (3) 土地所有者との地形変更に関する契約書又は土地所有者の施工同意書（土地所有者が事業主の場合は不要）
- (4) 事業主の印鑑登録証明書（事業主が法人にあっては、当該法人に係る印鑑証明書）
- (5) 位置図
- (6) 土砂等の搬入経路図
- (7) 現況平面図及び縦横断面図
- (8) 計画平面図及び縦横断面図、土留図
- (9) 現況排水平面図及び縦横断面図
- (10) 計画排水平面図及び縦横断面図、構造図
- (11) 調整池平面図及び構造図
- (12) 流量計算書
- (13) 放流許可書の写し
- (14) 道路及び水路境界確定図の写し
- (15) 道路及び水路占用許可書の写し
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

(平26規則50・一部改正)

(同意等の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を糸島市開発審査会規程(平成22年糸島市告示第130号)第1条に規定する糸島市開発審査会に諮り、同意又は不同意の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により同意又は不同意を決定したときは、糸島市地形変更の規制に関する同意(不同意)書(様式第3号)により事業主に通知するものとする。

(事業変更の同意申請)

第6条 条例第7条第1項の規定により事業内容の変更の同意を受けようとする事業主は、糸島市地形変更の規制に関する変更同意申請書(様式第4号)にその内容を示す第4条各号に掲げる書類及び図面のうち市長が必要と認めるものを添えて、申請しなければならない。

2 前項の同意又は不同意の決定については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「糸島市地形変更の規制に関する同意(不同意)書(様式第3号)」とあるのは、「糸島市地形変更の規制に関する変更同意(不同意)書(様式第5号)」と読み替えるものとする。

(平26規則50・一部改正)

(変更の同意を要しない軽微な事項)

第7条 条例第7条第1項ただし書に規定する軽微な事項の変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業主の氏名又は名称の変更

(2) 事業主の住所又は主たる事務所の所在地の変更

(3) 事業主が法人である場合にあつては、その代表者の氏名の変更

(4) 事業の同意を受けた工事施工期間の変更で、その日数が同意を受けた日数の10分の1を超えないもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの

2 条例第7条第2項に規定する届出は、糸島市地形変更の規制に関する変更届出書(様式第6号)により行うものとする。

(平26規則50・全改)

(地位の承継)

第8条 条例第10条第2項に規定する届出は、事業主の地位を承継したことを証する書面を添えて、糸島市地形変更の規制に関する地位承継届出書(様式第7号)により行うものとする。

(平26規則50・全改)

(着手届)

第9条 条例第11条に規定する届出は、糸島市地形変更の規制に関する事業着手届出書(様

式第8号)により行うものとする。

(平26規則50・追加)

(標識)

第10条 条例第13条第1項に規定する標識は、事業表示板(様式第9号)及び危険防止表示板(様式第10号)とする。

(平26規則50・旧第9条線下・一部改正)

(報告)

第11条 条例第15条に規定するその他必要な事項は、土砂等の土質分析結果等とする。

(平26規則50・旧第10条線下・一部改正)

(身分証明書)

第12条 条例第16条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書(様式第11号)とする。

(平26規則50・旧第11条線下・一部改正)

(公表の方法)

第13条 条例第17条第2項の規定による公表は、広報への掲載その他の方法により行うものとする。

(平26規則50・旧第12条線下・一部改正)

(完了の届出)

第14条 条例第6条又は条例第7条第1項の同意を受けた事業主は、当該同意に係る事業を完了したときは、事業完了後10日以内に、糸島市地形変更の規制に関する完了報告書(様式第12号)により市長に届け出なければならない。

(平26規則50・旧第13条線下・一部改正)

(書類及び図面の提出部数)

第15条 第4条及び第6条第1項の規定により提出する書類及び図面の提出部数は、2部とする。

(平26規則50・旧第14条線下)

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平26規則50・旧第15条線下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の二丈町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成5年二丈町規則第10号)又は志摩町環境保全条例施行規則(平成9年志摩町規則第13号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それ

ぞれこの規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成26年3月31日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

糸島市地形変更の規制に関する同意申請書

糸島市長 様

事業主
住 所
氏 名 実印
〔法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

糸島市地形変更の規制に関する条例第6条の規定により、事業同意を受けたいので、下記の関係書類及び図面を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 登記事項証明書及び公図の写し(地積・地目・所有者を記入)
- 3 土地所有者との地形変更に関する契約書又は土地所有者の施工同意書
- 4 事業主の印鑑登録証明書(事業主が法人にあつては、当該法人に係る印鑑証明書)

- 5 位置図
- 6 土砂等の搬入経路図
- 7 現況平面図及び縦横断面図
- 8 計画平面図及び縦横断面図、土留図
- 9 現況排水平面図及び縦横断面図
- 10 計画排水平面図及び縦横断面図、構造図
- 11 調整池平面図及び構造図
- 12 流量計算書
- 13 放流許可書の写し
- 14 道路境界確定図の写し
- 15 水路境界確定図の写し
- 16 道路占用許可書の写し
- 17 水路占用許可書の写し
- 18 その他

〔 〕
注) 提出した書類及び図面の番号に○をつけてください。

様式第2号(第4条関係)

事業計画書

事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
事業の目的	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで 又は同意年月日から 日間
土砂等の発生場所 事業名 残土の種類	
搬入量(全体)	m ³
搬入量(1日)	m ³
車両台数(1日)	台
整地用機械の 種類・台数	
跡地利用	
工事概要	
防災対策	
生活環境の保全対策	

工事予定地現況写真(別に添付すること。)

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

糸島市地形変更の規制に関する 同意 書
不同意

事業主
住所
氏名 様

糸島市長

年 月 日付けで同意申請のあった事業(埋立て・盛土・たい積・切土)については、同意 不同意 することを、糸島市地形変更の規制に関する条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

1 同意の条件

2 理 由

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

添付書類及び図面

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

糸島市地形変更の規制に関する変更同意申請書

糸島市長 様

事業主
住 所
氏 名 実印

〔法人にあつては、主たる事業
所の所在地、名称及び代表者
の氏名〕

年 月 日付け 第 号で同意を受けた事
業について、次のとおり変更したいので、関係書類及び図面を添
えて、糸島市地形変更の規制に関する条例第7条第1項の規定によ
り申請します。

記

変更事項	変 更 前	変 更 後
変更の理由		

様式第5号(第6条関係)

2 理由

第 号
年 月 日

糸島市地形変更の規制に関する変更 同意書
不同意書

事業主
住 所
氏 名 様

糸島市長

年 月 日付けで変更申請のあった事業(埋立て・
盛土・たい積・切土)については、同意
不同意 を決定したので、糸
島市地形変更の規制に関する条例施行規則第6条第2項の規定によ
り、通知します。

1 許可の条件

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

糸島市地形変更の規制に関する変更届出書

糸島市長 様

事業主

住 所

氏 名

実印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

糸島市地形変更の規制に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更しようとする事業及び理由

同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
事業区域の所在地	
変更の理由	

2 変更内容

変更事項	変更前	変更後

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

糸島市地形変更の規制に関する地位承継届出書

糸島市長 様

承継者

住 所

氏 名

実印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

糸島市地形変更の規制に関する条例第10条第2項の規定により、同意を受けた事業主の地位を承継したので届け出ます。

同意を受けた事業主 〔法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕	住所 氏名
同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
事業区域の所在地	
承継の理由	
承継のあった日	

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

糸島市地形変更の規制に関する事業着手届出書

糸島市長 様

事業主
住 所
氏 名 実印
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

糸島市地形変更の規制に関する条例第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業区域の所在地	
同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
着手年月日	
完了予定年月日	
工事施工者 〔法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕	住所 氏名 連絡先
現場責任者	氏名 連絡先

様式第9号(第10条関係)

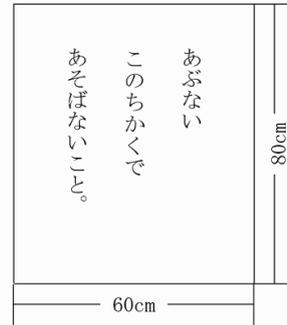
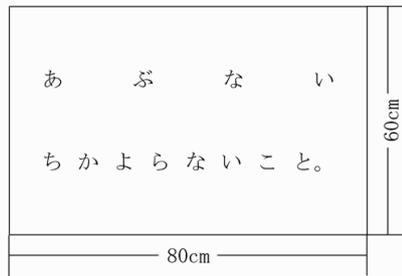
事業表示板

糸島市地形変更の事業施工に ついて		100cm	
次のとおり地形変更の			の事業を施工します。
1 施工場所	糸島市		番地ほか
2 面積			m ²
3 事業期間	年 月 日から		年 月 日まで
4 事業主	住所 氏名		連絡先 昼 夜
5 工事施工者	住所 氏名		連絡先 昼 夜
6 現場責任者	住所 氏名	連絡先 昼 夜	
120cm			

掲示位置 事業場入口(地表より下端100cm以上150cm以下とする。)

様式第10号(第10条関係)

危険防止表示板



掲示位置 事業区域周囲(地表より下端100cm以上150cm以下とする。)

様式第11号(第12条関係)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	
糸島市地形変更の規制に関する条例第16条第2項の規定による証明書	
所 属 氏 名	
年 月 日 発行	
糸島市長	

(裏)

糸島市地形変更の規制に関する条例(抜粋)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に事業主等の事務所若しくは事業所等又は事業区域にある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

様式第12号(第14条関係)

年 月 日

糸島市地形変更の規制に関する完了報告書

糸島市長 様

事業主

住 所

氏 名

実印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で同意を受けた 事業が完了したので、糸島市地形変更の規制に関する条例施行規則第14条の規定により報告します。

記

- 1 事業区域 糸島市 番地ほか
- 2 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 添付書類 工事完成図・工事写真

様式第1号（第4条関係）

（平26規則50・一部改正）

様式第2号（第4条関係）

（平26規則50・一部改正）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）

（平26規則50・一部改正）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第7条関係）

（平26規則50・全改）

様式第7号（第8条関係）

（平26規則50・追加）

様式第8号（第9条関係）

（平26規則50・追加）

様式第9号（第10条関係）

（平26規則50・旧様式第7号繰下・一部改正）

様式第10号（第10条関係）

（平26規則50・旧様式第8号繰下・一部改正）

様式第11号（第12条関係）

（平26規則50・旧様式第9号繰下・一部改正）

様式第12号（第14条関係）

（平26規則50・旧様式第10号繰下・一部改正）